

大月市障害者等相談支援事業委託仕様書

第1 委託事業名

大月市障害者等相談支援事業

第2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

第3 目的

この大月市障害者等相談支援事業は、大月市障害者等相談支援事業実施要綱（平成19年大月市告示第1号）に基づいて、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与、又は権利の擁護のために必要な支援を行うことにより、障害者及びその家族の生活を支援し、在宅の障害者の自立と社会参加を促すとともに福祉の増進を図ることを目的とする。

第4 委託条件

- 1 令和4年4月1日時点において、指定一般相談支援事業所及び指定特定相談支援事業所の指定を受けている事業所。
- 2 障害者等相談支援事業を行うために、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者を1名以上、専門的職員として配置すること。
 - (1) 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師の国家資格を有し障害者の相談・援助業務の経験がある者。
 - (2) 相談支援従事者初任者研修を終了した者。
- 3 受託にあたり、大月市内に事務所を設置し、利用者が利用しやすい環境を整えること。
- 4 運営に関すること
 - (1) 開所日については週5日、午前8時30分から午後5時15分までを基本とし、業務時間外においては緊急連絡体制（携帯電話等による体制も可）を確保すること。
 - (2) 月の訪問実人数40件、延べ人数90件を目標値とすること。
 - (3) 専門的職員の委託事業への従事時間は月に100時間以上とすること。
 - (4) 中立性・公平性を確保した苦情解決体制を設置すること。
 - (5) 相談支援事業所及び設備に関する費用はすべて受託者で準備するものとする。

第5 委託事業の内容

第3の目的を達成のために必要な支援は、次のとおりとする。なお、事業の遂行にあたっては職員身分証を身につけること。

- 1 福祉サービスの利用援助（相談、情報提供等）
 - (1) 困りごと等の生活相談
 - (2) 障害福祉サービス及び各種制度等の情報提供及び利用申請の支援
 - (3) その他必要な保健医療サービス、民間サービス等の利用支援
- 2 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
 - (1) 生活情報の提供（交通、住宅、買い物、その他）
 - (2) 補装具等に関する助言、使用支援等
 - (3) 住宅改修に関する助言等
- 3 社会生活力を高めるための支援
身だしなみ、健康管理などの社会生活を高めるための助言、指導等
- 4 ピアカウンセリング
障害者自身がカウンセラーとなって行う際に、社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に対する個別、集団における支援
- 5 権利擁護のために必要な支援
 - (1) 虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整等
 - (2) 身体障害者、知的障害者、精神障害者等で日常的な判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるようにするための支援
 - ア 日常生活自立支援事業や成年後見制度等の利用支援
 - イ 行政手続に関する支援等
 - ウ 日常的金銭管理に関する助言
- 6 専門機関の紹介
障害者等のニーズに応じて職業安定所、医療機関、保健所等専門機関等の紹介
- 7 専門的な知識を必要とする困難ケース等への対応
困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- 8 相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等に関する業務（東部圏域自立支援協議会に関する業務）
 - (1) 東部圏域自立支援協議会の各部会等への参加
 - (2) 地域の社会資源の開発及び改善
- 9 大月市基幹相談支援センターとの連携
 - (1) 障害者等への支援及びその他について問題等が発生した際には、大月市基幹相談支援センターに報告し、指導又は助言を受けること。

- (2) 大月市基幹相談支援センターから支援内容等の依頼を受けた際には速やかに支援記録を文書にて提出すること。
- (3) 大月市基幹相談支援センターから支援依頼のあった障害者等に関しては、受け入れること。

第6 成果等の報告

- 1 毎月の相談状況報告を別紙大月市相談支援事業所報告書に記入し、翌月10日までに福祉介護課へ報告すること。
- 2 苦情・事故等の発生時は速やかに福祉介護課へ報告すること。

<相談支援を利用している障害者の人数等>

	①身体障害			②重心障害			③知的障害			④精神障害			⑤発達障害			⑥高次脳機能			⑦その他			⑧合計		
	実人員	重複	回数	実人員	重複	回数	実人員	重複	回数	実人員	重複	回数	実人員	重複	回数	実人員	重複	回数	実人員	重複	回数	実人員	重複	回数
障害者			0			0																	0	0
障害児																							0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

*「重複」は実人員の再掲

①身体障害の内訳

a視覚	b聴覚	c肢体	d内部	e音声	f脳原	g免疫	hその他
実人員	実人員	実人員	実人員	実人員	実人員	実人員	実人員

OK

<相談延件数>

<支援方法>

	回数
A 訪問	
B 来所相談	
C 同行	
D 電話相談	
E 電子メール	
F 個別支援会議	
G 関係機関(コーディネート)	
H その他	
計	0 OK

<支援内容>

	件数	ピアカウンセラー
ア 福祉サービスの利用等に関する支援		
イ 障害や症状の理解に関する支援		
ウ 健康・医療に関する支援		
エ 不安の解消・情緒安定に関する支援		
オ 保育・教育に関する支援		
カ 家族関係・人間関係に関する支援		
キ 家計・経済に関する支援		
ク 生活技術に関する支援		
ケ 就労に関する支援		
コ 社会参加・余暇活動に関する支援		
サ 権利擁護に関する支援		
シ その他		
計	0	0

*再掲

<主なケースと支援内容、相談支援を通じて感じた課題、必要と思われるサービス等>

<相談支援事業を運営していく上での検討事項>

<集計方法>

1 相談支援を利用している障害者の人数等の集計について

- ① 「実人員」は相談支援を利用した実際の人数を、「回数」は実際に相談支援を行った回数を計上してください。
- ② 「⑧合計」の実人員集計は、当月内に相談支援を行った実際の人数を計上してください。
- ③ 重心を除く重複障害者の相談支援を行った際、主たる障害を「実人員」、それ以外の複合障害を「重複」に再掲して計上してください。
- ④ 「身体障害の内訳」に再掲はありません。身体障害の重複(肢体と内臓の重複等)は、主たる障害のみにカウントしてください。
- ⑤ 「主たる障害」とは、その相談内容に直接関係する障害とし、重複した障害の両方に関係する場合は、より重度の障害としてください。

2 支援方法の集計について

- ① 1回の相談に対して1カウントとし、訪問して支援会議を開催した場合などは、主たる訪問目的である「支援会議」としてカウントしてください。
- ② それぞれの基準は以下を参考にし、判断が困難な場合は報告先の市町村と相談の上決めてください。
 - A 訪問 家庭、施設、学校等、「利用者のいる場」に出向いた回数
 - B 来所相談 利用者が事業所に来所して相談した回数
 - C 同行 関係機関、その他に同行した回数
 - D 電話相談 利用者、家族に対して電話、FAXにより支援した回数
やり取りにより問題状況が軽減されたり、解決に向かった場合に計上し、日程連絡等の軽易なものは含まない。
 - E 電子メール 利用者、家族に対して電子メールにより支援した回数。電話相談と同様の集計方法とする。
 - F 個別支援会議 個別の事例について、関係者で支援のあり方を検討、検証する会議の開催、出席回数。ケース会議も含む。
 - G 関係機関 個別支援会議以外で、関係機関との調整を実施した回数
 - H その他 上記のA～Gのいずれにも該当しないもの。

3 支援内容の集計について

- ① 実施した相談支援に該当する全ての内容を計上してください。複数カウント可能です。
- ② それぞれの基準は以下を参考にし、判断が困難な場合は報告先の市町村と相談の上決めてください。
 - ア 社会資源の情報提供や活用に関わる支援、事業者の紹介、利用申請や契約の支援、サービスに関する苦情対応等
 - イ 障害の受容・理解に関しての本人や家族への支援
 - ウ 医療機関等の紹介や同行、服薬管理、生活のリズムや生活習慣
 - エ 不安や孤独感の軽減を目的とした傾聴
 - オ 幼稚園・保育園の紹介や利用援助、学校・教育・進路に関わる支援
 - カ 家族関係、人間関係の調整に関する支援
 - キ 年金、手当、生活保護制度に関する支援
 - ク 金銭管理に関する支援、家事、育児に関わる支援
 - ケ 就職活動や面接等に関わる支援、雇用条件及び勤務先との調整等
 - コ 外出や移動に関する支援、コミュニケーションに関する支援、サークル・ボランティア活動等の紹介や同行
 - サ 虐待発見時の保護のための措置や成年後見制度等の利用に向けての支援
 - シ 上記ア～サのいずれにも該当しないもの
- ③ ピアカウンセラー欄には、障害当事者がサポートする形態をとった場合に、その回数を再掲してください。